2. ごみ焼却処理施設運転管理業務委託　発注仕様書

大和郡山市クリーンセンター清掃センター
運転管理業務委託

発　注　仕　様　書

大和郡山市

ごみ焼却処理施設運転管理業務委託　発注仕様書

第　1　章　　総　　則

本仕様書は大和郡山市クリーンセンター清掃センターの運転管理に関する業務委託についての発注仕様書である。

1．目　　的

本施設は一般家庭及び各事業所より排出される可燃性ごみ及び粗大ごみを焼却処理することを目的とし、そのための運転操作、機器の点検、保守、補修及び付帯設備等の運転管理の適性を期するため、運転管理業務の委託を行うにあたり必要な事項を記したものである。

2．委託期間

契約締結日の翌日から平成30年3月まで

3．委託する施設及び所在地

奈良県大和郡山市九条町８０番地
大和郡山市クリーンセンター清掃センター

4．委託する施設の規模

(1) ごみ焼却能力　　180t/24H(60t/24H/3基)
(2) 焼　却　方　式　　全連続焼却方式流動床炉
(3) 余熱利用施設　　別途

5．関係法規の遵守

(1) この業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、労働基準法、労働者災害補償保険法、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、消防法等の法律及びその他関係法規を遵守すること。
(2) 従業員に対するこれらの法規の指導は、受託者の負担と責任において行うこと。

６．従業員の配置

(1) 運転員については次の有資格者及び実務経験者を含む29名以上をもって業務を行うものとする。

ア．特級ボイラ技士　1名

イ．クレーン運転士免許所有者　4名以上

ウ．酸素欠乏危険作業主任者(第2種)　4名以上

エ．乙種第4類危険物取扱主任者　4名以上

オ．交替勤務の各班に一級または二級ボイラ技士　4名以上

カ．交替勤務の各班に電気、機械の知識経験を有する者　各2名以上

キ．アーク溶接技能講習修了者、ガス溶接技能講習修了者　各2名以上

(2) 従業員のうちから運転管理総括責任者、業務管理責任者、班長、技術要員を定めるとともに人員を目的に応じ次のとおり配置すること。なお、直接現場にたずさわる技術員は危険防止のため原則として年齢64才未満とする。

（但し、業務管理責任者、特級ボイラ技士を除く）

ア．運転管理総括責任者　1名

大学卒業程度の学識を有し焼却炉（流動床式）又は、同様な施設の業務知識を有し、当局と緊密な連絡のもとに運転管理を円滑に遂行できるもので、現場代理人を兼ね安全管理とともに各業務を統括する。又運転点検整備、安全教育を計画する。

イ．業務管理責任者　1名

高校卒業程度以上の学識を有し、従業員の労務管理を適正に行うとともに当局と緊密な連絡のもとに従業員の安全管理及び健康管理を行うこと。また運転管理総括責任者の補佐をする。

ウ．業務管理副責任者　1名

高校卒業程度以上の学識を有し、業務管理責任者の補佐を行う。

エ．焼却設備運転操作班長　５名（内１名以上が特級ボイラ技士）

高校卒業程度の学識を有し現場設備の運転操作及び保守点検を適正に行うと共に技術要員の指導を行う。

オ．焼却設備運転操作技術員　８名以上

中学卒業程度以上の者で、現場設備の運転操作、整備及び保守点検を適正に行う。

カ．焼却設備運転操作員、粗大ごみ設備運転操作員及び灰固化運転操作員

１３名以上

中学卒業程度以上の者で、現場設備の運転操作及び保守点検を行う。

７．書類の提出

業務着手にあたって、次の書類を提出すること。

(1) 着手届

(2) 総括者（現場代理人）届及び主任技術者届

(3) 職務分担図

(4) 労働安全衛生組織図

８．報告書の提出

当局で定めた報告書、日報、月報、予定表及び点検整備報告書等業務経過の確認上必要な書類を翌月10日までに提出すること。

９．事故に対する応急措置

(1) 作業の実施に際し、事故が発生する恐れがあるときは、応急措置を施し、その状況を速やかに報告すること。

(2) 台風、地震等の緊急事態の発生に備えて勤務時間外の非常呼出し等に応じられる態勢を整えること。

１０．事故防止のための安全教育等

事故防止の万全を期するため、従業員への安全教育及び現場の整理整頓に努めること。

１１．設備及び運転上の異常に対する技術支援等

設備及び運転上の異常の発生に際し、運転員のみでの問題解決に困難が伴う場合は、総括管理士ほか関連知識を有する技術者の協力及び支援が得られること。

第　2　章　　運転、保守点検管理業務

1．業務の内容

作業の内容は次のとおりとする。

(1) ごみ焼却処理設備運転管理業務

(2) 粗大ごみ処理設備運転管理業務

(3) 排水処理設備運転管理業務

(4) 灰固化設備運転管理業務

(5) 建築付帯設備の運転管理業務

(6) 各設備の整備点検計画

(7) 清掃業務

(8) 前項運転保守点検管理業務以外のものは、別途協議とする。

2．運転保守点検管理要領

各設備の運転保守点検管理業務は、下記要領で実施すること。

「ごみ焼却処理設備及びその関連設備は大和郡山市清掃センター「取扱説明書」「運転要領書」等に従ってそれぞれ適正に行うこと。」

3．操業時間及び休業日

(1) 焼却炉の操業時間は、年末年始の休業日、共通系オーバーホール期間を除いて24時間連続とする。

(2) 日勤者の就業時間は8時30分から17時30分までとする。

(3) 日勤者は日曜日・祝祭日・土曜日を休業日とする。

(4) 年末年始の休業日は、12月31日の17:30分より翌年1月3日17時30分までとする。

(5) 焼却炉の操業を行わない期間は宿日直を行うこと。

4．休炉期間中の業務内容

オーバーホール等のための休炉期間中の業務内容については、当該運転員は他系列設備の連続運転に従事するものとし、また共通系オーバーホール時設備の毎年点検清掃整備等を行うものとする。

5．整備点検

(1) 運転管理の整備点検は、日常点検及び小破修理程度の範囲とし設備が操作中不測の故障が生じないよう各機器の保守点検を確実慎重に実施し、運転機能を完全に発揮できるように手入れをすること。

(2) 各機器の構造機能に応じて、次のような段階的な整備を当局と協議のうえ実施するものとし、実施要領は「保守・点検項目表」を準拠すること。

ア．毎日点検

イ．週末点検

ウ．その他当局の指示した時（別途協議するものとする。）

(3) 半年又は毎年点検等で設備メーカーの専門技術者の点検を要するものは別途契約とする。

(4) 常に設備の点検に注意を払うとともに、設備の機器及び機材について整備整頓、清潔を保つこと。

6．費用負担

(1)当局負担分

ア．火災保険、機械保険、盗難保険、施設所有者賠償責任保険等

イ．光熱水費（電気、水道、井水、ガス、灯油、入浴用石鹸、シャンプー等）

ウ．机、椅子、ロッカー等の備品類

エ．薬品類、油脂類、砂、各種公的測定、修理工具

オ．電気、計装、機械関係の材料消耗品、予備品及び専門職を要する点検交換作業等

カ．ごみの搬入

キ．その他疑義のある場合は、協議するものとする。

(2) 受託者負担分

ア．点検工具類（当局が貸与する点検工具類を除く）

イ．諸日誌類及び文房具一式

ウ．作業衣（色、型については当局と協議すること。）、作業用ゴム長靴、安全靴、手袋、掃除用具、洗剤等

エ．外線電話使用料

7．公害規制値の遵守

ＮＯｘ，ＳＯｘ，ＨＣｌ，ばいじん、臭気、騒音、振動、水質等の公害関係規制値を遵守して、公害を発生させないよう適正な運転を行うこと。ただし、各種公的測定は当局にて行う。

8．基準処理量

(1) １ケ月間当りのごみ焼却の基準処理量は前年度実績値とする。

(2) 業務の遂行に当っては、毎月の処理量が基準処理量を上回るよう努力すること。

9．付帯設備の使用管理

(1) 使用管理する付帯設備は、別表(1) のとおりとする。

(2) 使用管理する大和郡山市所有の付帯設備を常に清潔に保持するとともに、当局と協議し、善良な使用管理に当ること。

第 3 章　　業　　務　　範　　囲

１．業務の範囲

委託の範囲は次のとおりとする。ただし、とび職などの専門的な作業、超重量物の運搬作業及び高度の専門技術を伴う作業は除く。

焼却施設のごみクレーン、炉本体、焼却、助燃、廃熱ボイラ設備、通風、煙道、有害ガス除去設備、排ガス処理、電気、計装、記録、灰出し装置、破砕前処理設備（一部処理対象物の分別解体を含む）、排水処理設備及び建築付帯設備の運転、給油、点検、測定、記録、集計及び日常的な保守管理。

２．責任の範囲

受託業務の公共的使命の重大性にかんがみ、従業員の労務管理に万全を期すると共に、これら関係法規等を遵守し、現場作業等に秩序を保ち、当施設等の火災盗難等の防止に努めること。

３．修理の分担

(1) 主要部品の消耗等による部品交換の場合、これに要した部品代は当局の負担とする。なお特別の場合は別途に協議するものとする。

(2) 故障の発生を防止するため、十分な監視と点検整備を行うこと。なお、これを怠ったことに起因して生じた機械装置の故障の修理は受託者が負担する。

(3) 天災等により発生した機械装置等の故障の修理は当局で負担する。

(4) 専門職を要しない小破修理は業務の範囲とし、専門的技術を要するものは除く。

第　4　章　　雑　　則

1．損害賠償

運転管理業務において受託者の責めに帰すべき事由により当局に損害を及ぼした場合には、その都度直接損害の賠償について協議するものとする。

但し、当局にて運転管理を行う部分については除く。

2．機密の遵守

業務の履行上知り得た機密事項は、他に漏らさないこと。

3．個人情報等の保護

受託者は運転管理業務において個別情報を取扱う場合は､個人情報保護のため別紙に掲げる「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

4．疑義の解釈

この仕様書に基づくほか契約内容に変更等のあるときは当局と十分協議を行い､円滑な業務を行うこと。

5．提出書類

(1) 見　積　書　　1部

6．提　出　先

大和郡山市九条町80番地

大和郡山市クリーンセンター清掃センター施設管理係

7．提出日時

平成　年　月　日　１７時迄

別　表　(1)

１．受入供給設備

プラットホーム入口扉
プラットホーム出口扉
入口扉用エアーカーテン
出口扉用エアーカーテン
一廃用ごみピット
破砕ごみピット
粗大ごみピット
ごみクレーン
ごみピット用薬剤噴霧装置
ごみ投入扉用油圧装置
汚水ピット用薬剤噴霧装置
ごみ投入扉（中折ヒンジ）
ごみ投入扉（折戸）

２．燃焼設備

焼却炉
エアーシール
給じん機
不燃物抜出装置
不燃物振動節
ごみ供給機
供給コンベヤ
砂循環エレベータ
砂貯留槽フィーダ
不燃物コンベヤ NO.2-1
不燃物コンベヤ NO.2-2
不燃物コンベヤ NO.2-3
一廃用破砕機
油移送ポンプ
油タンク
砂貯留槽
起動バーナ
再燃バーナ

３．燃焼ガス冷却設備

廃熱ボイラ
脱気器
高圧蒸気だめ
低圧蒸気だめ
制御用空気貯槽
混合用空気貯槽
噴霧用空気槽
サンプリングクーラ
高圧蒸気復水器
サブクーラ
廃熱ボイラ用スートブロア
ダスト排出装置
減温塔ダスト排出ダンパ
ボイラ給水ポンプ
脱酸剤・ＰＨ調整用ポンプ
清缶剤用ポンプ
塩酸ポンプ
苛性ソーダポンプ
噴射水加圧ポンプ
減温塔噴射水ポンプ
イオン交換塔
減温塔
ガス冷却器
脱酸剤・ＰＨ調整剤用薬液貯槽
清缶剤・用薬液貯槽
ブロータンク
復水タンク
塩酸貯槽
苛性ソーダ貯槽
塩酸計量槽
苛性ソーダ計量槽
塩酸計量槽用スクラバ
塩酸貯槽用スクラバ
安全弁用消音器
脱気器空気抜用消音器

４．排ガス処理設備

排ガス再加熱器

薬品圧送プロワ

飛灰排出ロータリーバルブ

飛灰掻き寄せ機

飛灰排出機

消石灰切出機

消石灰供給機

集じん器

触媒反応塔

消石灰サイロ

消石灰サイロバグフィルター

触媒反応塔スートブロワー

５．給排水設備

次亜塩素酸ソーダ攪拌機
高分子凝集剤攪拌機
凝集沈澱槽攪拌機
井水沈砂槽攪拌ブロア
生活用水揚水ポンプ
井水給水ポンプ
給水ユニットポンプ
プラント用水給水ポンプ
機器冷却水ポンプ
消火ポンプ
循環ポンプ
ボイラ原水ポンプ
中間水槽ポンプ
次亜塩素酸ソーダ定量ポンプ
逆先排水ポンプ
凝集沈澱汚泥引抜ポンプ
高分子凝集剤定量ポンプ
井水汲上ポンプ
ポリ塩化アルミ定量ポンプ
ボイラ揚水ポンプ
井水沈砂槽
井水受水槽
冷却水槽
中間水槽
機器冷却用クーリングタワー
除鉄濾過器
凝集沈殿分離槽
生活用水受水槽
生活用水高架タンク
給水ユニットタンク
ボイラ原水槽
次亜塩素酸ソーダ槽
高分子凝集剤槽
ポリ塩化アルミ貯槽
加圧水タンク

６．排水処理設備

ＰＨ調整槽攪拌機
凝集槽攪拌機
苛性ソーダ槽攪拌機
硫酸槽攪拌機
高分子剤槽攪拌機
無機調整攪拌ブロア
計量槽
汚水移送ポンプ
汚水噴霧ポンプ
工場棟用排水ポンプ
水中攪拌ポンプ
有機調整槽ポンプ
無機調整槽ポンプ
汚泥引抜ポンプ
ポリ塩化アルミポンプ
苛性ソーダポンプ
高分子剤ポンプ
硫酸ポンプ
洗車排水ポンプ
管理棟排水ポンプ
ごみピット排水貯留槽
処理水槽
洗車排水沈砂槽
工場棟用沈砂槽
工場棟用原水槽
有機排水調整槽
無機排水調整槽
沈澱槽
消毒槽
洗車排水槽
管理棟用原水槽
管理棟用前処理装置
工場棟用前処理装置
生物処理装置
自動スクリーン
ＰＨ調整槽
凝集槽
ポリ塩化アルミ薬品貯槽

苛性ソーダ薬品貯槽
高分子剤薬品貯槽
硫酸薬品貯槽
汚水貯留タンク
滅菌器

７．余熱利用設備
空調用蒸気ヘッダ
冷温水サプライヘッダ
冷温水リターンヘッダ
空調用温水熱交換器
空調用膨脹タンク
給油循環ポンプ
冷温水循環ポンプ
冷却水循環ポンプ
冷水発生器
空調用冷却塔
温水貯湯タンク
補給水タンク
消火用補助水槽
消火ポンプ給水ポンプ

８．通風設備
空気圧縮機
非常用空気圧縮機
工場用空気槽
計装用空気槽
再加熱用空気加熱器
再加熱用空気予熱器
押込送風機 NO.1
押込送風機 NO.2
誘引送風機
再加熱用送風機
空気脱湿装置
計装用空気脱湿機
工場用メインフィルター
計装用マイクロミストフィルター
煙突
誘引送風機サイレンサ

９．灰出し設備

灰コンベヤ NO.1
灰コンベヤ NO.2
灰コンベヤ NO。3
灰固化設備
加熱処理灰コンベヤ
加熱処理灰定量供給機
セメント定量供給機
成形機供給スクリュー
加湿機供給スクリュー
養生コンベヤ
加湿機用灰コンベヤ
混練成形機
加湿機
灰バンカ
セメントバンカ
灰固化物バンカ
成形機用灰サービスタンク
加湿機用サービスタンク
加湿水タンク
キレートタンク
集じん装置
灰加熱脱塩素化設備
押込ブロワ
排気ブロワ
灰定量供給機
処理機供給スクリュー
冷却機供給スクリュー
ダストコンベヤ
加熱脱塩素化処理機
灰冷却機
灰ホッパ
灰計量槽
ダストコレクター
活性炭吸着塔
加熱脱塩化処理機ヒーター
空気加熱器
集じんユニット

10. 破砕前処理設備

破砕機バグフィルタ排風機
磁選機・冷却ファン
ごみ供給コンベヤ
サイクロン排出ダンパ
バグフィルタロータリーバルブ
バグフィルタスクリューコンベヤ
粗大ごみ破砕物コンベヤ
一廃・粗大ごみ切替コンベヤ
鉄分コンベヤ NO.1
鉄分コンベヤ NO.2
不燃物コンベヤ NO.1
可燃物コンベヤ NO.1
可燃物コンベヤ NO.2
可燃物コンベヤ NO.4-1
農ビ粗大ごみ切替コンベヤ
粗大ごみ用破砕機
磁選機 NO.1
トロンメル
磁選機 NO.2
ギロチンカッタ
せん断物破砕機
ギロチンカッタ用油圧装置
不燃物バンカ
鉄分バンカ
破砕機サイクロン
破砕機バグフィルタ
排風機サイレンサ

11. 建築設備

押込ファン送風機

受変電室送風機

工作室空調機

詰所空調機

中央操作室空調機

12. 付帯設備

チェーンブロック NO.1

チェーンブロック NO.2

メンテナンス用ホイスト

マシンハッチ用ホイスト

触媒用ホイスト

触媒用チェーンブロック

分析計用ホイスト

13. 電気設備

受変電設備

低圧主幹設備

動力設備

照明設備

非常用発電機

14. 計装設備

(1) 自動制御装置

遠方手動操作装置

管理計器

(2) 公害監視設備

(3) 監視用テレビジョン装置

(4) 中央計器盤

現場計器

個人情報取扱特記事項

（別紙）

本書で、甲は「大和郡山市　市長」を言い、乙は「受託者」を言う。

（基本事項）

第１　乙は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（厳重な保管及び搬送）

第３　乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（再委託の禁止）

第４　乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（委託目的以外の利用等の禁止）

第５　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第６　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時の報告義務）

第７　乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の返還又は処分）

第８　乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに、甲に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第９　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（その他）

第１０　乙は、前第１から第９に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。